

「第61回高知県消費生活審議会」での委員の意見への対応状況

No.	委員からの質問（意見）	対応状況
1	サイドビジネス商法や利殖商法などによる手口では、契約を解除しても返金されないことが多いと思われる。消費者に対し、金融商品を取り扱えるのは登録事業者であることを広く周知し、契約の入口で詐欺的な商法に引っ掛からないようにするための教育が必要と考える。	学校や地域に出向いて消費者被害の事例や対処法などについて情報提供を行う出前講座や、ホームページ・SNSでの注意喚起に加え、消費生活講座における消費生活に必要な法律の知識や若者の契約の被害実態等の講義を通じて、消費者被害の防止に繋がる取組みを行っている。 【消費生活センター】
2	資料2-2の項目8のSNSの発信は、回数で評価しているが、どれだけ実際に届いたかということも重要であると考えている。	現時点での評価項目は発信回数のみであるが、今後は、フォロワーの増加数や投稿の表示回数なども集計していきたいと考えている。 【県民生活課】
3	県が発信しているインスタグラムやフェイスブックの情報が一切入ってこない。今のSNSの情報発信は見ようと思う人にしか情報は伝わらず、限界があるため、ホームページ等でしっかり発信するべきだと考える。	県民生活課及び県立消費生活センターが発信しているインスタグラムやフェイスブックへのリンクを県民生活課のホームページに掲載し、ホームページからSNS掲載情報を確認できるようにした。 【県民生活課】